

○阿見町防犯灯設置要綱

平成26年 3月26日告示第65号

改正

令和4年 3月7日告示第38号

令和5年 4月13日告示第117号

阿見町防犯灯設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、夜間等における交通事故及び犯罪の発生を防止するため、行政区の区長（以下「区長」という。）の申請に基づいて町が設置する防犯灯の設置基準及び管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 夜間における歩行者の安全確保と犯罪の防止を図るため、終夜点灯する照明灯（商店街の装飾街路灯、観光用照明、公園灯及び道路照明を除く。）をいう。
- (2) 変更 防犯灯の設置位置を変えずに、その形態、明るさ、照射方向等を変更することをいう。
- (3) 維持管理 防犯灯に係る電気料金の支払い及び照明の故障、器具の破損等の修理を行うことをいう。

(設置基準)

第3条 防犯灯の設置は、次の各号に定める基準のいずれにも適合するものでなければならない。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 不特定多数の人が通行し、防犯上特に必要であると認められる場所であること。
- (2) 防犯灯を共架することができる電力柱、電信柱又は共用柱があり、又は専用柱を設置する土地を無償で借り上げることができること。
- (3) 設置する防犯灯から最も近い既設の防犯灯までの直線距離がおおむね40メートル以上あり、その間に防犯灯に類する照明器具がないこと。
- (4) 設置箇所から半径20メートル以内の関係者の同意が得られていること。
- (5) 防犯灯は自動的に点灯・消灯して終夜点灯する照明で、1基1灯とし、10ボルトアンペア未満のLEDを光源としたものであること。

(設置等の申請)

第4条 防犯灯の新設、移設、変更、休止又は廃止（以下「設置等」という。）を申請できる者は、区長とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

- 2 区長は、防犯灯の新設を申請しようとするときは、阿見町防犯灯設置申請書（様式第1号）に防犯灯設置同意書（様式第2号）と設置場所位置図を添えて、町長に提出しなければならない。この場合において、同時に2以上の防犯灯の設置を申請しようとする

ときは、当該防犯灯の設置に係る優先順位を明らかにしなければならない。

- 3 区長は、既設の防犯灯の移設を申請しようとするときは、阿見町防犯灯移設申請書（様式第3号）に防犯灯設置同意書と移設場所位置図を添えて、町長に提出しなければならない。
- 4 区長は、既設の防犯灯の変更を申請しようとするときは、阿見町防犯灯変更申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- 5 区長は、既設の防犯灯の休止又は廃止を申請しようとするときは、阿見町防犯灯休止（廃止）申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。  
（設置の決定等）

第5条 町長は、前条第2項又は第3項の申請を受けたときは、これを審査するとともに現地調査を行い、その結果に基づいて防犯灯の設置等の適否を決定する。

- 2 町長は、前項の規定により防犯灯の設置等を決定し、又は却下したときは、阿見町防犯灯設置等決定（却下）通知書（様式第6号）により区長に通知するものとする。  
（維持管理等）

第6条 前条の規定により設置した防犯灯は、町が維持管理を行うものとする。

- 2 区長は、防犯灯に照明の故障、器具の破損等があった場合には、町に連絡するものとする。  
（撤去費用の負担）

第7条 防犯灯の撤去に係る費用は、町が負担するものとする。ただし、設置等の理由、様態等によっては、当事者との協議のうえ、負担すべき者を変更することができるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、既に設置されている防犯灯は、第5条の規定による決定を経て設置された防犯灯とみなす。
- 3 前項の防犯灯を移設し、変更し、中止し、又は廃止するときは、この告示の相当規定を適用する。この場合において、防犯灯の変更における第3条各号の規定は、第5号のみを適用する。

附 則（令和4年3月7日告示第38号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月13日告示第117号）

この告示は、公布の日から施行する。